

「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の 改正案に関する意見募集の結果について

令和8年3月30日
国 土 交 通 省
物 流 ・ 自 動 車 局

国土交通省では、令和8年2月18日から令和8年3月19日まで、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」の改正案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、5件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和8年2月18日（水）～令和8年3月19日（木）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数5件

3. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局安全政策課 森本・芳山・赤木
電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41-633）

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
①別紙 2. (2)に「いずれの要件」とあるが、「いずれかの要件を」という趣旨か「要件のいずれも」という趣旨か不明である。 ②ある者が、監理官が実施する評価に 2 回参加し評価能力があると判定されなかった場合は、評価員になれないということか。	①「要件のいずれも」という趣旨になります。具体的には、「運輸安全マネジメント評価（初級）研修の受講」及び「大臣官房運輸安全監理官が実施する評価に参加し、評価能力があると判断された場合」の両方を満たすことを条件としています。 ②ご認識のとおり、「評価能力があると判定されなかった場合」は、申請時における評価員になることはできません。
本改正案は、運輸安全マネジメント評価の質の確保を目的とするものと理解するが、以下の点について制度運用上の懸念があるため見直しを求める。 ①認定申請から認定までの標準処理期間を 1 年とする点について、当該期間設定の合理的根拠が示されていない。期間設定の理由を明示するとともに、短縮の検討が必要である。 ②評価員の能力確認のための監理官評価への参加回数を 2 回までと制限する規定について、回数上限の設定理由が不明確である。能力確認は回数ではなく到達度によって判断されるべき。回数制限を設ける合理性が示されない限り、制度設計としては過度に硬直的である。 ③5 年間評価実績がない場合に認定が失効となる規定について、評価実績の有無は需要動向等の外部要因に左右される可能性があり、機関の責めに帰さない事由による場合の例外規定を設けるなど、合理的な救済措置を検討すべき。 ④評価員資格要件として「能力があると判断された場合」とする規定は判断基準が抽象的であり、審査の透	見直しに対するご意見をいただきありがとうございます。 ①ご意見も踏まえて、標準処理期間については、削除することと致しました。認定申請は、「書面審査」、「安全マネジメント評価研修受講」、「監理官評価への参加による力量等の確認」に時間を要すること、研修や評価の開催頻度が限られていることから、処理手続には一定の時間を要しますが、手続の短縮に努めてまいります。 ②監理官評価への参加については、評価員となる予定者の力量等を確認することを目的としており、能力確認は到達度で判断することとしております。評価に参加していただき能力に達していないと判断された場合でも、再度の監理官評価への参加をすることで、能力確認を判断できるよう監理官評価への参加を 2 回まで認めることとしたものです。 ③一定期間（5 年間）の評価実績がない場合は、評価報告書等で評価能力が維持できているか確認できないため、認定が失効することと致しました。認定が失効した際は、再申請により、認定することとしております。 ④評価員の資格要件については、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」等を指標として、運輸安全マネジメント評価にあたって必

明性及び予測可能性を損なうおそれがあるため、客観的評価基準を明示することが望ましい。	要な基礎的な能力を、総合的に判断することとしております。
改正（案）には全面賛成です。その上で以下の点をお聞きします。 ①運輸安全マネジメントセミナーの受講者や申請が大幅に上昇することを見込んでの作業標準化の改正でしょうか。この改正は、貸切バスのようにトラック許可更新の条件付けとなることを想定されているのでしょうか。 ②改正（案）では、「運輸安全マネジメント評価（初級）研修の受講」及び「大臣官房運輸安全監理官が実施する評価に参加し、評価能力があると判断された場合」とあるが、評価員資格が一般開放されるのでしょうか。それとも引き続き本省や局職員で確保の方針でしょうか。 ③運輸安全マネジメント評価実施要領等は変わらず、認定工程と標準処理期間の明確化がされるのか。	改正（案）に賛成とのご意見ありがとうございます。 ①今回の改正は、運輸安全マネジメントセミナーの受講者や、申請の増加を見込んでの改正ではありません。また、一般貨物自動車運送事業の許可更新制の条件として制定することは想定しておりません。 ②評価員資格の一般開放という趣旨が明確ではありませんが、「運輸安全マネジメント評価研修の受講」及び「運輸安全監理官が実施する評価に参加し評価能力があると判断された場合」については、認定の申請があった評価員となる予定者に適用することとしております。 ③本改正は認定基準の明確化を目的としたものとなり、「運輸安全マネジメント評価実施要領」の改正はございません。なお、本改正に伴う標準処理期間の明確化については、削除することと致しました。